

上菅田笹の丘小学校建替工事及び
上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称）
新築工事（昇降機設備工事）

1. 工事名称 上菅田笹の丘小学校建替工事及び
上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称）
新築工事（昇降機設備工事）
2. 工事場所 保土ヶ谷区上菅田町134番地の1
3. 工事概要 校舎棟：
乗用エレベーター（11人乗り、45m/min、2階～4階の3停止、
車いす兼用及び視覚障害者兼用）を1基設置する。
職員室にインターホンを設置する。
コミュニティハウス：
乗用エレベーター（11人乗り、45m/min、1階～2階の2停止、
車いす兼用及び視覚障害者兼用）を1基設置する。
コミュニティハウス事務室にインターホン（親）、職員室に（副）でインターホンを設置する。
4. 特記事項 (1) 本工事は本設計図書及び「横浜市建築局電気設備工事特別仕様書」
（公告時最新版）、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備
編）（公告時最新版）に準拠し施工する。
(2) 工事に際しては事前に十分な調査を行い設計内容を十分に理解の上施工する。
また不明事項については施工前に必ず監督員に連絡し指示を受けて施工する。
(3) 工事に必要な関係官庁への打合せ、確認及び届け出等については遅滞なくこれを行うこと。
(4) 別途発注の各工事業者とは着工に当たって十分な打合せを行い取合い工事区分等の確認を行う。
(5) 着工に当たって各工事業者、監督員と協議の上実施工程表を作成し監督員の承諾を受ける。
(6) 工事中は安全対策に留意する。
(7) 強電、弱電電線は、昇降機シャフト内（余長4mあり）まで別途工事で施工する。
(8) 材料検査等の有無については、別途監督員と協議を行い決定する。
(9) 建築工事に施工する支持鋼材の数量変更については、別途協議を必要とする。
(10) 着工前において、連絡体制が確保されると監督員が認めた場合には、現場代理人について
工事現場における常駐を要しない場合がある。

図面リスト

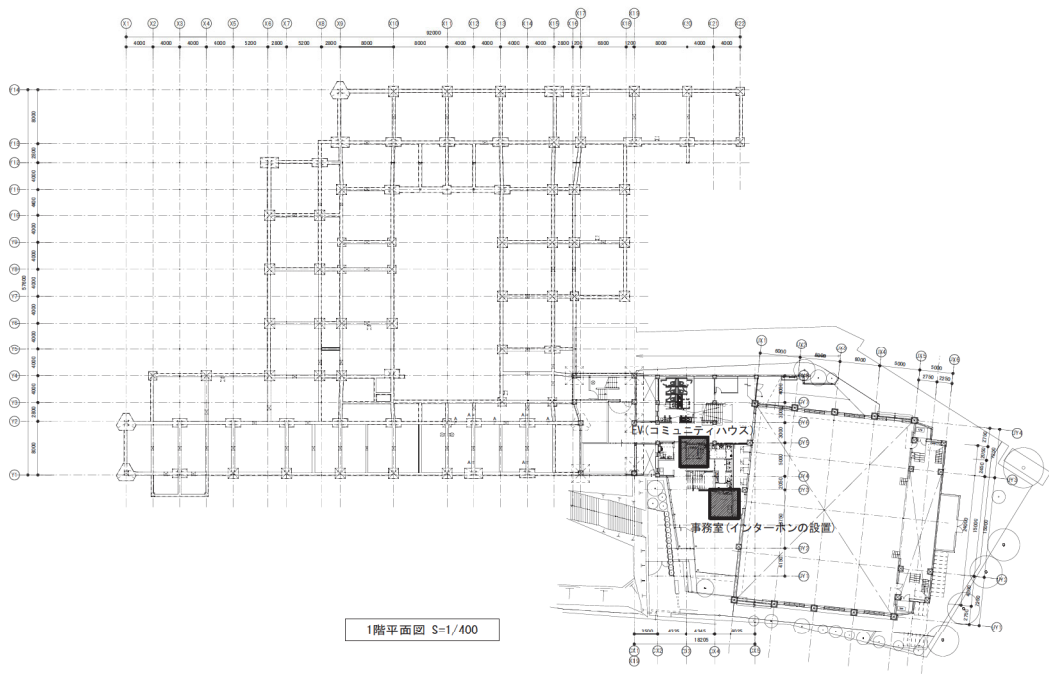
EV-001	工事概要・配置図
EV-002	配置図
EV-003	案内図・工事区分・仕様書
EV-004	
EV-005	EV平面図、立面図、断面図（コミュニティハウス）



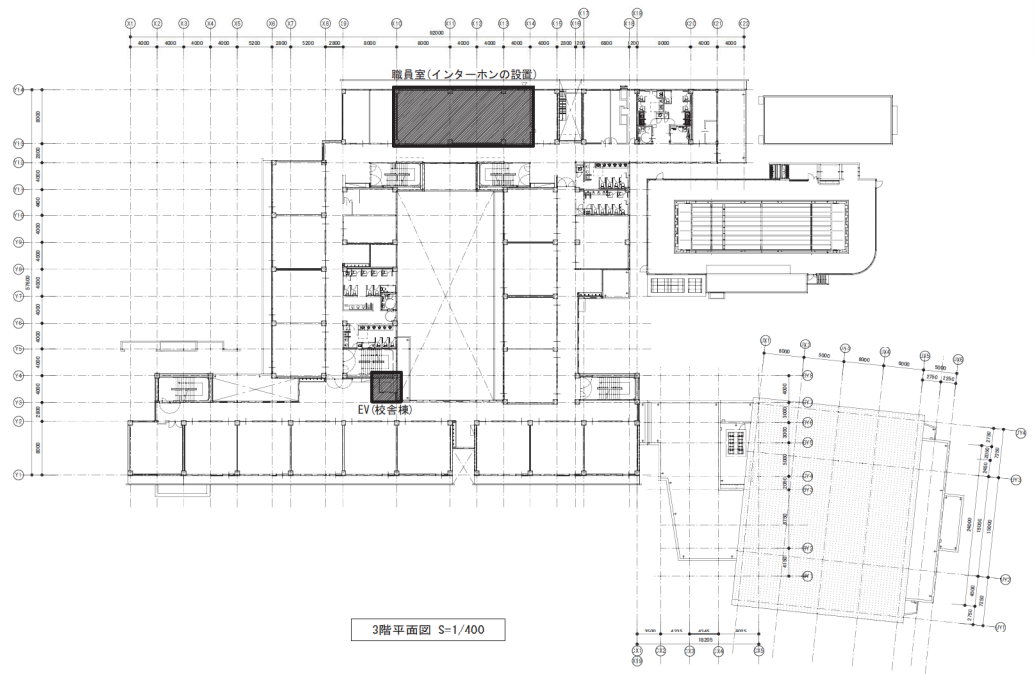
2階平面図兼配置図 S=1/400

■■■■ 今回工事場所を示す

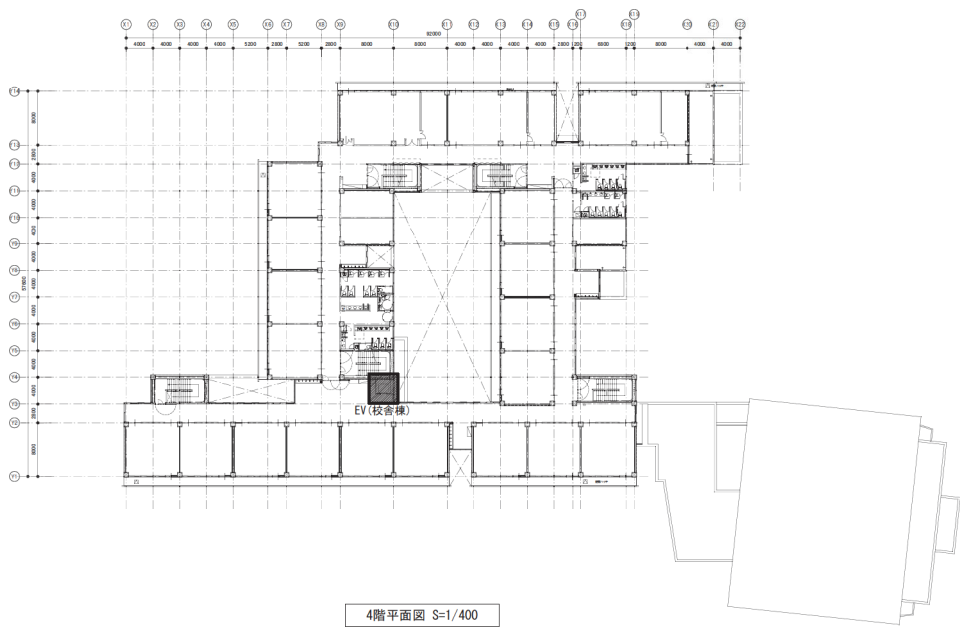
横浜市建築局		工事名	上菅田笹の丘小学校建替工事及び 上菅田笹の丘コミュニティハウス（仮称） 新築工事（昇降機設備工事）		
年月日	R3.3	縮尺	1/800(A3) 1/400(A1)	図面名称	工事概要・配置図
設計者	株式会社	図面番号	001	図面種類	
一級建築士事務所	株式会社	図面番号	001	図面種類	
一級建築士事務所	株式会社	図面番号	001	図面種類	EV-001



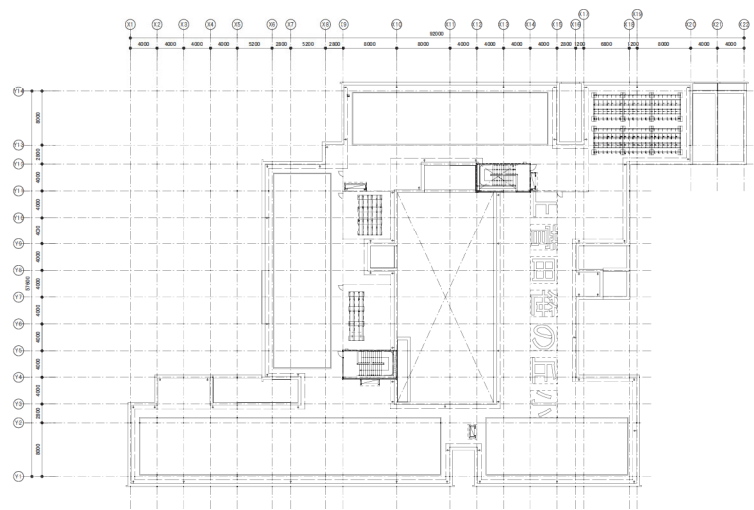
1階平面図 S=1/400



3階平面図 S=1/400



4階平面図 S=1/400



屋上階平面図 S=1/400

■■■■ 今回工事場所を示す

横浜市建築局		工事名		上菅田町の区立小学校建築工事及び 上菅田町の区立コミュニティハウス（仮称） 新築工事（附属施設設置工事）	
年月日	R3.3	縮尺	1/200(A3) 1/400(A1)	図面名称	配管図
一次建築工事現場	神奈川県庁建設部 第115号	設計者	株式会社 コンプレックス	棟名	図面番号
二次建築工事現場	第115号	設計者	株式会社 コンプレックス	棟名	図面番号
一次建築工事現場	第115号	設計者	株式会社 コンプレックス	棟名	図面番号

